オランダ、ポルトガル、カタール、セルビア・モンテネグロ*、セネガル、スロベニア、ソマリア、スーダン**、スリランカ、スウェーデン、スイス及びトルコにおける無線航行業務に対して有害な混信を生じさせないという制約のみに従うことを条件としていたこと。さらに、第5.43号の規定が適用されていたこと。

以下を決議し、

2000年6月2日までに運用を開始した1215-1260MHzの周波数帯におけるRNSS（宇宙から地球）の周波数割当ての使用に対して、WRC-2000前に課されていた追加の制約（認識事項2参照）はないこと。

以下を事務総局長に指示する。

国際民間航空機関（ICAO）が適当と考える措置を執ることができるように、この決議の内容をICAOに通知し、認識事項1に基づいて特定される研究活動に積極的に参加するよう、ICAOに要請すること。

* 事務局による脚注：セルビア及びモンテネグロは、2006年に独立国になった。

** 事務局による脚注：スーダンは、2011年に二つの独立国に分かれた（スーダン及び南スーダン）。

改　決議第646（WRC-15、改）　公共保安及び災害救援

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a) 「公共保安の無線通信」とは、法及び秩序の維持、人命及び財産の保護並びに緊急事態に対処する所掌機関及び組織によって使用される無線通信を指すこと。

b) 「災害救援の無線通信」とは、事故（自然災害、人災のいずれによって起きるかを問わない。また、突発的又は複雑な長期的プロセスの結果としての発生かを問わない。）の発生に伴い、人命、健康、財産又は環境に対して広範囲に及ぶ重大な脅威を与える社会の機能の深刻な中断に対処する機関及び組織によって使用される無線通信を表すこと。

c) 緊急事態及び災害救援に対処する機関、組織を含めた公共保安の機関、組織における電気通信及び無線通信の需要が増大しつつあり、法及び秩序の維持、人命及び財産の保護並びに災害救援及び緊急事態の対応に不可欠であること。

d) 多数の主管庁は、緊急事態における国内及び国境を越えた運用及び災害救援のために、公共保安及び災害救助(PPDR)に使用されるシステム間の相互運用性及び相互作用を促進することを望んでいること。

e) 既存のPPDRアプリケーションは、主にナローバンド／ワイドバンドの音声及びデータのアプリケーションに対応していること。

f) ナローバンド及びワイドバンドのシステムがPPDRの要求を満足するように使われ続けている一方で、より高速のデータ速度とより大きな容量のデータ及びマルチメディア性能に対応するためのブロードバンドアプリケーションへの要求が高まっていること。また、こうした要求の高まりに応えるために、国内規模で適切な周波数を利用可能とすることが必要になる可能性があること。

g) ブロードバンドPPDRアプリケーションのための新しい技術が、様々な標準化機関で開発されつつあること。一例として、PPDRアプリケーションに求められるより高速のデータ速度及びより大きな容量に対応するIMT技術があり、こうした技術がPPDRに取り組む機関や組織の要求を満足するように使用されつつあること。

h) IMT及びITSのような新しい技術及びシステムの継続的開発は、PPDR高度アプリケーションへの更なる対応又は補完を可能にすること。

i) 一部の商用の地上及び衛星システムは、PPDRに対応する専用システムを補完していること。また、商業用ソリューションの使用は、技術の開発及び市場の需要に応じたものになること。

j) 一部の主管庁には、状況に応じて、PPDRのアプリケーションに様々な運用上の要求及び周波数の要求条件が存在し得ること。

k) 世界及び／又は地域の周波数範囲[1]に基づく方策は、国内計画の要求を継続的に満たしながら、主管庁の調和に利する可能性があること。

以下を認め、

a) 以下に示すスペクトルの調和による便益
- 相互運用性の可能性の増大
- 標準化に向けた明確な指針
- 規模の経済性、より費用対効果のある装置及び装置の利用可能性の拡大をもたらす装置数の増加
- スペクトルの管理及び計画の改善
- 災害及び大事故の期間中における、より効果的な国際援助並びに
- 国境を越えた装置の調整及び流通の強化

b) 公共保安活動と災害救援活動との組織的区別は、主管庁が国レベルで決定する事項であること。

c) PPDRに関する国の周波数計画は、他の関係主管庁との協力及び二者間協議を考慮する必要があり、より高レベルな周波数の調和によって促進されるべきであること。

d) 災害軽減及び救援活動に対する電気通信資源の供与に関するタンペレ条約（1998年タンペレ）、国連事務総長に寄託された国際条約並びに関連する国連総会の決議及び報告もまた、この点に関係していること。

e) 全権委員会議の決議第36（2010年グアダラハラ、改）が、タンペレ条約の締約国に対して、同条約適用するための実際的な全ての手段を執るよう、及びそのために存在する運用調整官と密接に連携して作業を行うよう要請していること。

f) ITU-R勧告M.1637は、緊急時及び災害救援時における無線通信機器の世界的規模の国境を越えた流通を促進するための指針を提供していること。

g) ITU-R勧告M.2009が、PPDRの運用に適用する無線インターフェース規格を特定していること。

h) ITU-R報告M.2291が、ブロードバンドPPDRの運用に対応するアプリケーションの要求を満足するためのIMT技術の性能の詳細を提供していること。

i) ITU-R報告M.2377が、ナローバンド、ワイドバンド及びブロードバンド用途のPPDRの運用に対応するシステム及びアプリケーションの詳細を提供していること。

j) PPDRに取り組む機関や組織が、ITU-R報告M.2377及びM.2291に定めるような、相互運用性、安全性及び信頼性の高い通信、緊急事態に対応できる十分な容量、非専用システムの利用における優先的アクセス、迅速な応答時間、複数のグループの通話に対応する能力並びに広い領域に対応する能力を含む一方で、これらに限定されない一連の初期要件を有すること。

k) ITU-R報告BT.2299が、地上放送が緊急時において公衆に情報を広く伝える重要な役割を担っている効果の証明の裏付けとなるような事実を集め提供していること。

l) ITU-R勧告M.2015が、地域的に調和のとれたPPDR周波数の配置と同様に個々の主管庁[2]の周波数配置を含んでいること。

m) 災害時においては、大半の地上系の通信網が破壊又は損傷した場合に、PPDR活動を支援するための通信業務をアマチュア、衛星その他の非地上系の通信網により提供し得る可能性があること。